

処 分 基 準

令和8年6月1日

| |
|---|
| 法 令 名：茨城県特定金属類取扱業に関する条例 |
| 根 拠 条 項：第19条 |
| 処 分 の 概 要：特定金属類の保管命令 |
| 原権者（委任先）：茨城県警察本部長又は警察署長 |
| 法 令 の 定 め： |
| 処 分 基 準： 特定金属類取扱業者が取り扱っている特定金属類が盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物をいう。以下同じ。）であると疑うに足りる相当な理由がある場合は、当該特定金属類の保管命令を行うものとする。 なお、「相当な理由がある場合」とは、被害届、遺失届等に記載された物品と当該特定金属類が同一のものである可能性がある場合、当該特定金属類を持ち込んだ者が同種の物品に係る財産犯の被疑者である場合、当該特定金属類の品目、価格、当該特定金属類取扱業者の営業実態等から判断すれば当該特定金属類が正当な取引過程において取り扱われたものとは考えられない場合等、社会通念上、盗品等であると疑う根拠が客観的に見て合理的に存在する場合である。 |
| 問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課 |
| 備 考： |